

「自動車整備工場」の経営を 希望される皆様へ

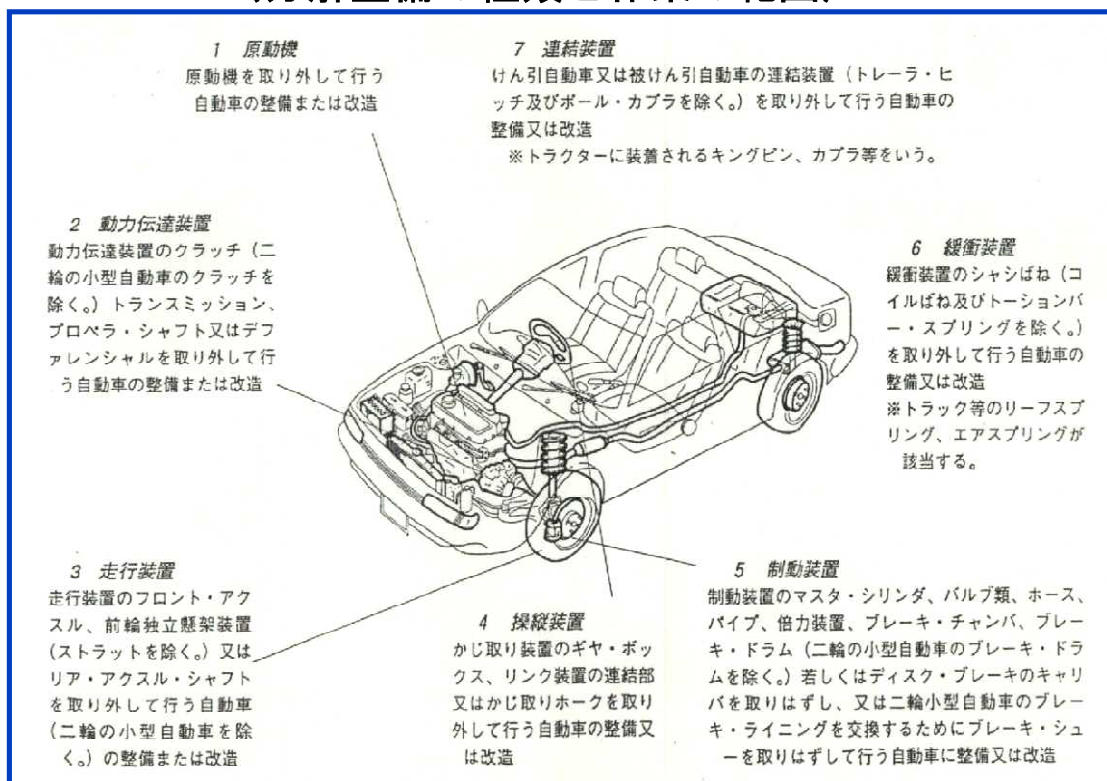
自動車整備事業を営むには地方運輸局長の認証を受ける必要があります。

(道路運送車両法第78条)

【認証基準】

作業場面積	車両整備作業場等	[1]
設備	工具・作業機械等	[2]
要員	整備主任者等の要員	[3]

〈分解整備の種類と作業の範囲〉

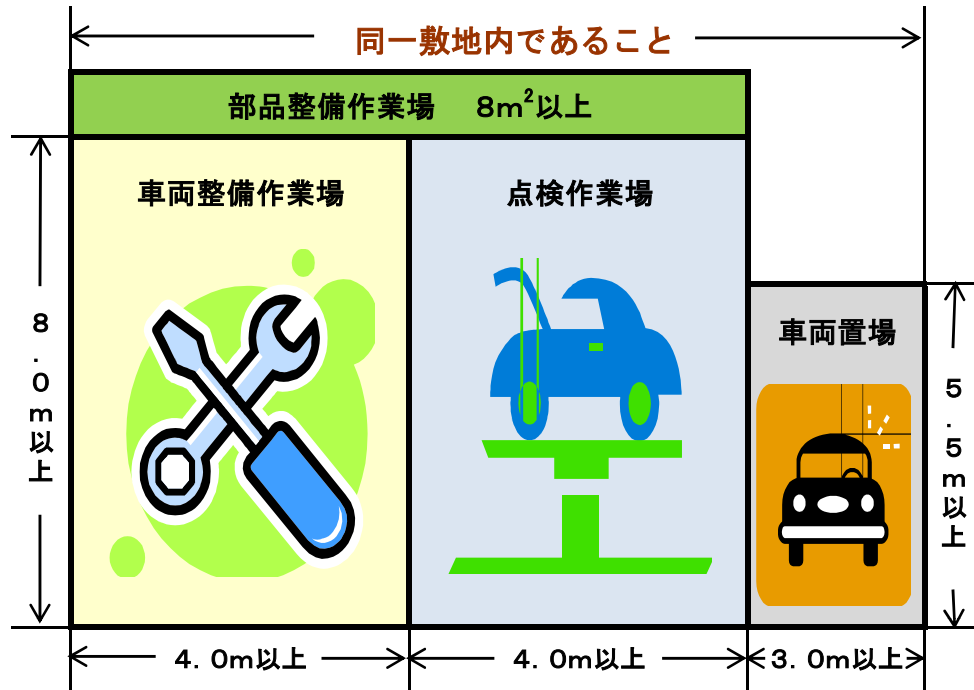


関東運輸局


国土交通省 Kanto District Transport Bureau

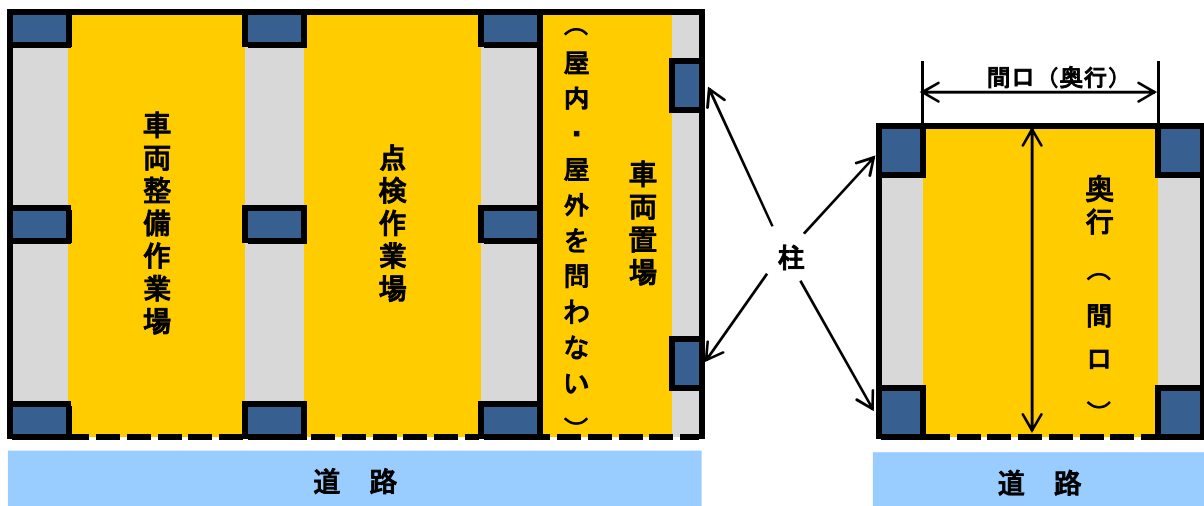
面積等の基準の早わかり図

(対象とする自動車が、普通自動車(乗用)・小型四輪自動車・小型三輪自動車の例)



寸法測定方法の例

( 内が有効な部分となります。)



屋内作業場の床面は平滑に舗装されていること。

工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法、条例等の規制に適合するものかどうか事前に確認しておく必要があります。

1. 作業場面積

面積等の基準

屋内作業場及び車両置場は、整備対象装置ごとに以下のように定められています。

なお、二種類以上の装置の分解整備を行う場合は、該当する種類ごとに定められた基準の全てに適合することが必要です。

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場					車両置場	
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行
			間口	奥行		間口	奥行		
普通自動車分解整備事業	普通自動車（大型） ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	全ての装置	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上	3.5m以上	11m以上
		原動機							
		動力伝達装置							
		走行装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上		
		操縦装置							
		制動装置							
	普通自動車（中型） ／大型特殊自動車 ・最大積載量2t超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	全ての装置	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上	3.5m以上	8m以上
		原動機							
		動力伝達装置							
		走行装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
		操縦装置							
		制動装置							
普通自動車（小型） ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・乗組自動車その他特種用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	全ての装置	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上	
	原動機								
	動力伝達装置								
	走行装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上			
	操縦装置								
	制動装置								
普通自動車（乗用） ・上三欄に掲げるものを除く	全ての装置	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上	
	原動機								
	動力伝達装置								
	走行装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上			
	操縦装置								
	制動装置								
小型自動車分解整備事業	小型四輪自動車	全ての装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上	2m以上	2.5m以上
		原動機							
		動力伝達装置							
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
	小型三輪自動車	全ての装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2.5m以上	3.5m以上
		原動機							
		動力伝達装置							
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
小型二輪自動車	全ての装置	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上	
	原動機								
	動力伝達装置								
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
軽自動車	全ての装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上	2.5m以上	3.5m以上	
	原動機								
	動力伝達装置								
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
分解整備自動車事業	軽自動車	全ての装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上		
		原動機							

2. 設 備

設備の基準 (対象とする装置ごとに必要な作業機械等)

原：原動機、動：動力伝達装置、走：走行装置、操：操縦装置、制：制動装置、緩：緩衝装置、連：連結装置の略号です。

□で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械となります。

<p>プレス</p> <p>二輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>エア・コンプレッサ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>チェーン・ブロック</p> <p>二輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>ジャッキ</p> <p>二輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>バイス</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>
<p>充電器</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>ノギス</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>トルク・レンチ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>サーキット・テスタ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>比重計</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>
<p>コンプレッション・ゲージ</p> <p>内除</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>ハンディ・バキューム・ポンプ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>エンジン・タコ・テスタ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>タイミング・ライト</p> <p>ガ除・内除</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>シックネス・ゲージ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>
<p>ダイヤル・ゲージ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>トーイン・ゲージ</p> <p>二輪・三輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>キャンバ・キャスト・ゲージ</p> <p>二輪・三輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>ターニング・ラジラス・ゲージ</p> <p>二輪・三輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>タイヤ・ゲージ</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>
<p>検車装置</p> <p>二輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>CO・HC測定器</p> <p>ガ除・内除</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>ホイール・プーラ</p> <p>二輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>ベアリング・レース・プーラ</p> <p>二輪</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>グリース・ガン / シャン・ルブリケーター</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>
<p>部品洗浄槽</p>  <p>原 動 走 操 制 緩 連</p>	<p>注1. 全ての装置を認証の対象とする場合は、全ての作業機械等が必要となります。</p> <p>2. 二輪：小型二輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。</p> <p>3. 三輪：小型三輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。</p> <p>4. ガ除：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。</p> <p>5. 内除：内燃機関の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。</p>			

3. 要 員

要員に関する基準

整備主任者

- 事業場ごとに整備主任者を届出することが必要となります。
- 整備主任者の資格要件は次のとおりです。
 - ・自動車整備士のうち一級又は二級の技能検定に合格した者。



従業員

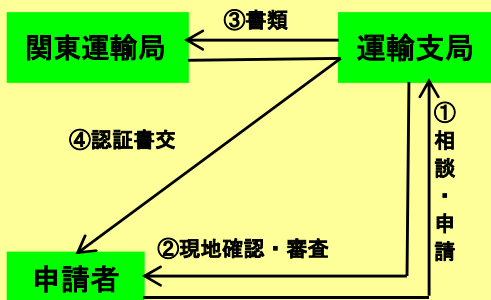
□従業員の基準は次のとおりです。

- ・事業場には、2人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。
- ・従業員のうち、少なくとも1人の自動車整備士の技能検定に合格した者（一級又は二級）を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数が1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

従業員数	整備士数
2人～4人	1人以上
5人～8人	2人以上
9人～12人	3人以上
13人～16人	4人以上

■ 認証の申請

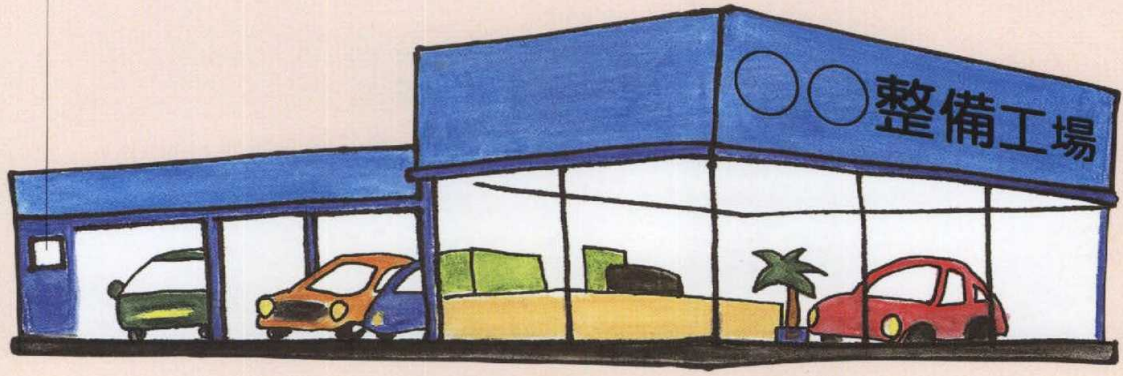
1. 認証の申請書類は、各運輸支局を經由して関東運輸局長に提出されます。
2. 申請書は各運輸支局にありますのでご相談下さい。



■ 提出書面

1. 自動車分解整備事業認証申請書
2. 役員名簿（法人）
3. 申請者及び役員を特定できる書面
 - ・登記簿謄本等（法人）
 - ・戸籍謄本または住民票等（個人）
4. 事業場の所在地を証する書面
 - ・土地又は建物の登記簿謄本等
5. 整備士合格証書（写）
6. その他、特に必要と認められる書類





お問い合わせ先

◆関東運輸局自動車技術安全部整備課

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

TEL 045-211-7254 URL <http://www.ktt.mlit.go.jp/>

◇東京運輸支局

〒140-0011

東京都品川区東大井1丁目12番17号

TEL 03-3458-9236

◇神奈川運輸支局

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3540番地

TEL 045-939-6803

◇埼玉運輸支局

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘2154の2

TEL 048-624-1835

(音声ガイダンス「2」)

◇群馬運輸支局

〒371-0007

群馬県前橋市上泉町399番地の1

TEL 027-263-4422

◇千葉運輸支局

〒261-0002

千葉県千葉市美浜区新港198番地

TEL 043-242-7338

◇茨城運輸支局

〒310-0844

茨城県水戸市住吉町353番地

TEL 029-247-5249

◇栃木運輸支局

〒321-0169

栃木県宇都宮市八千代1丁目14番8

TEL 028-658-7013

◇山梨運輸支局

〒406-0034

山梨県笛吹市石和町唐柏1000番地の9

TEL 055-261-0882